

【意見】

国内自給について、具体的な方策を示すことができない現段階において「2013年国内自給達成を目指す」とすることは無責任であり、削除するべきである。

【考え方】

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。）の基本理念として、国内自給が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならないと定めております。昨年12月27日の「血漿分画製剤の製造体制の在り方に関する検討会」報告書の中に、国内自給推進のための具体的方策と今後の製造体制の在り方がとりまとめられており、関係者の取組も始められているところです。このような状況を踏まえ、昨年12月27日に血液事業部会で議論され、国内自給の達成について、平成25（2013）年を目指すとする記載としたものです。

【意見】

遺伝子組換えを除くアルブミン製剤の国内自給の達成が、今後の遺伝子組換えアルブミン製剤の供給状況のみに影響されるような表現は避けるべきではないか。

【考え方】

御意見の趣旨を踏まえ、「アルブミン製剤（遺伝子組換えを除く。）の国内自給については、今後の遺伝子組換えアルブミン製剤の供給状況も影響することに留意する必要がある。」と修文いたしました。

<第四 献血の推進に関する事項>

【意見】

検査目的の献血をしないことを含め、献血について国民に正確な情報を提供し、理解・協力を得ることが大切だと思う。高校生に配られる冊子や、献血推進計画・都道府県推進計画の教育・啓発に関する部分は現場の学校で子どもたちと接する教職員も政策に関わった方がよいと思うので検討してほしい。また、高校へ行っていない若者への情報提供を工夫してほしい。

【考え方】

御提案は、国民の方々に献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思っております。

現在配布している高校生向けの冊子「HOP STEP JUMP」については、小学校、中学校、高校の養護教諭の方にも御協力をいただいて、改定を行ったところです。また、献